

経済産業省

平成23・03・18商局第2号

平成23年3月18日

社団法人日本ショッピングセンター協会

会長 木村 恵司 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官

深野 弘行



生活関連物資に係る消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協  
力要請のお願いについて

標記について、消費者庁次長より、別添（平成23年3月17日付け「生活  
関連物資にかかる消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協力要請の願  
い」）により、当省に協力依頼がございました。

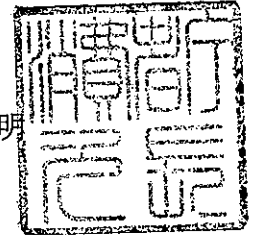
つきましては、貴団体の会員企業に対し、別添について周知・御協力してい  
ただくようお願いいたします。



消取物第155号  
平成23年3月17日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 殿

消費者庁次長 松田 敏明



生活関連物資にかかる消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協力要請のお願い

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震に関連して、主として首都圏の小売店舗において、食料品、ガソリンなどの生活関連物資が品薄状態になっているという問題が発生しています。

生活関連物資については、震災後も通常の需要に対する販売量は十分確保されているにもかかわらず、消費者が、災害への不安から過剰に反応して、買い急ぎや買いだめを行い、また、このため品薄となった店舗を見て、品切れに対する不安から更に過剰な購買を行うという悪循環になっているものと考えています。

一方で、このような消費者による不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどが続けば、被災地に対する生活関連物資の供給に支障が生じる可能性もあります。

このような認識のもとに、本日、蓮舂消費者担当大臣から、消費者に対し、不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめを控え、冷静な購買行動をお願いするメッセージを発信したところです。

消費者庁としては引き続き消費者に対する働きかけを行っていくこととしていますが、これに加えて、各販売業者から消費者に対し、通常の需要であれば十分供給できる販売量を確保しており、したがって、不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどを控えてもらいたいことを、店頭に掲示等により、お願いしていただくことも大変効果的であると考えます。

貴省におかれましては、上記の趣旨をご斟酌いただき、関係流通団体等に対し、上記についての協力要請をしていただきますよう、お願いいたします。